平成２８年（フ）第１０９３号
さいたま市浦和区北浦和２丁目３番２号
破産者　高木二美子
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
長野県飯田市鼎東鼎74番地３
破産者　米山セツコ
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第４４１６号
大阪府茨木市中津町22番37号ハイツ森田201号、開始決定時大阪府茨木市星見町10番21号の１　グランドールＡ棟　202号
破産者　西田　武之
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６号
静岡県掛川市旭ケ丘２丁目２番地の１（開始決定時の住所静岡県掛川市宮脇１丁目24番地の２）
破産者　杉山　政雄
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第３０８号
愛知県知立市新池１丁目16番地　パークサイド今岡102号
破産者　藤田　博視
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
北九州市八幡西区浅川２丁目18番10―711号
破産者　高島　隆一
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２５６号
大分県由布市庄内町大龍902番地２
破産者　谷口陽一朗
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２５号
佐賀県鹿島市大字高津原3906番地２
破産者　田中　智恵
1　破産債権の届出期間　平成29年６月23日まで
2　一般調査期日　平成29年７月19日午前10時
平成29年５月29日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１２５０号
愛知県小牧市久保一色南２丁目325番地　メルベーユＫⅡ201号、従前の住所愛知県小牧市大字久保一色1208番地４　ダイナース小牧1502号
破産者　洞口住建こと　洞口　榮三
1　破産債権の届出期間　平成29年６月30日まで
2　一般調査期日　平成29年８月29日午後１時50分
平成29年５月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８５９号
大阪府枚方市南楠葉２丁目４番10―101号、開始決定時大阪府枚方市西船橋２丁目59番20―209号（事業所所在地）大阪市中央区船場中央３丁目２－８　B151
破産者　あんぶること　田玄　勇一
1　破産債権の届出期間　平成29年６月30日まで
2　一般調査期日　平成29年９月７日午後２時
平成29年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０号
埼玉県戸田市笹目南町１番地17根木の橋ハイツ101
破産者　株式会社キッスコーポレーション
1　破産債権の届出期間　平成29年７月７日まで
2　一般調査期日　平成29年９月12日午前10時45分
平成29年５月30日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
埼玉県川口市飯塚２丁目３番３―704号　コンフォール川口飯塚
破産者　永泉　芳男
1　破産債権の届出期間　平成29年７月14日まで
2　一般調査期日　平成29年９月11日午前11時45分
平成29年５月29日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の一般調査期日

平成２６年（フ）第１２５９号
大阪市中央区備後町４丁目２番10号
破産者　株式会社丸信シヤツ
一般調査期日　平成29年９月５日午後１時30分
平成29年５月29日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０５１号
東京都新宿区新宿７丁目３番39号
清算株式会社　株式会社東表具井澤清光堂
代表清算人　田中　一郎
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第４号
さいたま市中央区上落合７丁目７番２号
清算株式会社　株式会社サクライ
代表清算人　小林　敏郎
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（ヒ）第２０２７号
東京都港区新橋１丁目15番５号
清算株式会社　株式会社リコメッド
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第３号
新潟市中央区西大畑町589番地25
清算株式会社　株式会社大淵管財
代表清算人　小川　和明
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者と清算会社株式会社大淵管財（以下「清算会社」という。）とは、同社の清算に関し、以下の諸事項を確認する。
ア　各協定債権者と清算会社との間には、新潟簡易裁判所平成28年（特ノ）第５号の調停調書記載の内容で調停が成立していること。
イ　清算会社の解散事業年度（平成29年１月27日）の決算の法人税確定申告が同年３月27日になされたこと。
ウ　同決算における貸借対照表は別紙のとおりであること。
エ　清算事務に関る共益債権、公租公課及びこれに準ずるものについて随時支払うこと。ただし、残余財産の範囲内で支払いを完了すること。
2　各協定債権者は清算会社に対し、各協定債権者が本日現在有する別紙債権者一覧表記載の債権全額を免除する。
3　清算会社に新たな財産が発見されたときは、同社は、速やかに、回収可能なものについては回収し、換価可能なものについては換価し、これらの回収換価金のうちから換価回